

平成26年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成26年9月8日(月)

議事日程(第2号)

平成26年9月8日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

11番	深谷秀峰	議長	10番	菊池伸也	副議長
1番	諏訪一則	議員	2番	井坂孝行	議員
3番	藤田謙二	議員	4番	赤堀平二郎	議員
5番	木村郁郎	議員	6番	深谷渉	議員
7番	鈴木二郎	議員	8番	平山晶邦	議員
9番	益子慎哉	議員	12番	高星勝幸	議員
13番	成井小太郎	議員	14番	茅根猛	議員
15番	福地正文	議員	16番	川又照雄	議員
17番	後藤守	議員	18番	黒沢義久	議員
19番	高木将	議員	20番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
中原一博	教育長	植木宏	総務部長
加瀬智明	政策企画部長	荻津一成	市民生活部長
西野千里	保健福祉部長	滑川裕	農政部長
檜村浩治	商工観光部長	生田目好美	建設部長
斎藤広美	会計管理者	井坂光利	上下水道部長
福地壽之	消防長	山崎修一	教育次長
宇野智明	秘書課長	笹川雅之	総務課長
大和田隆	監査委員		

事務局職員出席者

吉成賢一	事務局長	柳一行	事務局次長
------	------	-----	-------

午前10時開議

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は20名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○深谷秀峰議長 諸般の報告を行います。

8月6日付けで、大阪府六万寺町3-12-33、軽度外傷性脳障害仲間の会、代表藤本久美子氏より、軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情が、お手元に配付してあります写しのおり提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○深谷秀峰議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のおりいたします。

日程第1 一般質問

○深谷秀峰議長 日程第1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番赤堀平二郎議員の発言を許します。

〔4番 赤堀平二郎議員 登壇〕

○4番（赤堀平二郎議員） 民主党の赤堀平二郎でございます。私、2期目の最初の一般質問をさせていただきますと思います。

最初に、通告してありますとおり、福祉の問題について触れてまいりたいと思っております。

私、1期目の一般質問でも触れさせていただきましたけれども、「日本国憲法」第25条、「全ての国民は、健康的、文化的最低限の生活を営む権利を有する。国は全ての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上並びに増進に努めなければならない」と明記されております。いわゆる社会権の持つ生存権と国の社会的な使命について規定してあるわけでございます。これを根拠といたしまして、セーフティーネットとしての生活保護制度が確立しているわけであります。

さまざまな理由によって当面の生活を営むことが極めて困難である方々に給付されるこの制度、もちろん経済的な自立が第一であることは当然でございます。したがって不正受給などは論外であり、これは明らかな犯罪行為であり、あってはならないことであります。しかしながら、生活困窮ゆえに、やむなく受給申請せざるを得ない方々もまた存在しているわけであります。不

況、格差、高齢化の波の中で、当市の現状はいったいどうなっているのか。まずこの数年間の受給者数、年齢、性別、認定基準についてお伺いしたいと思います。また、以前に生活保護の取り消し、変更等の事案があったとすれば、その理由をお示しいただきたいと思います。

続きまして、2番目でございますけれども、救命救急の問題についてお尋ねいたします。

AED、いわゆる自動体外式除細動器についてお伺いしたいと思います。事故、疾病等により心肺停止状態に陥った急を要する患者さんに対して使用するところのAED、目の前にある救える命があるとするならば、何としてもこれを使用して救っていかねばなりません。突然死を予防するためにも、このAEDの日常的な活用が求められます。

そこでお伺いいたします。当市において、この機器、どのような場所にどれぐらいあるのかお聞かせいただきたいと思います。また、その使用法、場所の周知は、市民の皆様に対してどのように行っているのか。また、今後の啓発活動についてもお伺いしたいと思います。

続きまして、県より譲り受けました市所有の宿泊研修施設、具体的に言いますと西山研修所等でございますけれども、この間の利用実績、利用者の内訳、利用目的についてお尋ねしたいと思います。また、今後の利用拡大に向けた働きかけ、方針についてもお聞かせ願いたいと思います。また、かなさ笑楽校につきましても、これは所管の部署が違うというお話も聞いているわけでございますけれども同じようなことをお聞きしたいと考えております。よろしくお伺いいたします。

そして最後に、私有地の管理及び利活用についてお伺いいたします。

当市は、旧日立電鉄線跡地を譲り受けたと聞き及んでおります。除草等の管理は一体どうなっているのでしょうか。この跡地周辺は、多くの農地に隣接しており、繁茂した草が病害虫の原因になっているとの地区住民の方々からの苦情が参っております。特に田の穂の出る大切な時期に農薬散布も行われているわけでございますけれども、この時期、きちんとした管理が行われていませんと米の品質に悪影響を与えるとのことであります。関係部署と連携をとりながら行っていくべきだと考えるのがいかがでしょうか。また、この跡地の今後の利活用等についてもお聞かせいただきたいと思います。

以上4項目、私の1回目の質問を終わらせていただきます。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 生活保護受給者の当市における現状についてのご質問にお答えいたします。

まず、受給者数につきましては、過去5年間の推移で各年4月1日現在の状況を申し上げますと、平成22年の総数が262人、その内訳は、未成年者である20歳未満が22人、稼働年齢である20歳から64歳までが115人、高齢者である65歳以上が125人で、男女別で申し上げますと、男性が152人、女性が110人でございます。同様に、平成23年の総数が294人、20歳未満が27人、20歳から64歳までが134人、65歳以上が133人、男女別で申し上げますと、男性が168人、女性が126人でございます。平成24年が、総数326人、20歳未満が34人、20歳から64歳までが155人、65歳以上が137人で、男性が

184人、女性が142人でございます。平成25年が、総数327人、20歳未満が29人、20歳から64歳までが153人、65歳以上が145人で、男性が192人、女性が135人でございます。そして本年——平成26年が、総数326人、20歳未満が24人、20歳から64歳までが148人、65歳以上が154人で、男性が189人、女性が137人でございます。

過去5年間の推移では、受給者数が増加傾向を示しているものの、ここ二、三年は微増の横ばい状態で落ち着きを見せております。しかしながら長期にわたり景気の低迷が続き、地域経済や雇用環境の回復の兆しがまだ見えてこない状況にあり、また、高齢化も進展していることなどから、今後は稼働年齢層、あるいは高齢者の受給者が増加傾向を示してくるのではないかと考えております。

認定基準でございますが、現に生活に困窮し預貯金などがなく、かつ民法上の扶養義務者から支援を受けられないことなどが受給要件となっております。国が定める基準額を扶助費として支給することになりますけれども、収入金があればその収入が国が定める基準により計算した最低生活費を下回る場合に、その不足分を扶助費として支給することになってございます。保護開始事由につきましては、高齢化による無収入、傷病や解雇による失業などが主な原因でございます。

生活保護を受給する世帯の状況につきましては、個々に事情が異なるため受給者世帯ごとに現状に即した指導方針を立てて、年間の訪問計画、いわゆるケース格付を行いまして、それらに基づいた家庭訪問等を継続して行いながら受給者の自立助長に向けた支援を行ってございます。

また、不正受給を防ぐために、生活保護のしおり、あるいはパンフレット等を活用しながら、生活保護の権利と義務について受給者に説明を行うとともに、金額の多少にかかわらず収入があった場合には必ず収入申告をするよう周知徹底し、あわせて正確な収入金額を把握するため、前年の所得情報が確定する毎年6月に課税調査を実施し、さらに必要に応じて雇用先や年金事務所等の関係機関への調査なども行ってございます。それらによりまして、故意ではなくても未申告の収入が発覚した場合には、「生活保護法」第78条の規定に基づき、余分に受け取った扶助費を返還していただいているところでございます。その中には、年金やアルバイトの収入金額が基準額を超えたことにより生活保護の取り消しを行った事案が平成23年度に1名、今年度も1名発生してございます。

また、生活保護受給者の就労支援の充実を図るために、常陸大宮職業安定所と協定を締結し、月に二度ほど市役所において出張就職相談などを行っているところでございます。

さらに、常陸太田市地域職業相談室やいばらき就労支援センターとも連携し、受給者が就職するための指導、支援を行っているところでございます。それらにより病气や解雇などで失業していた受給者が、就労先が決まり収入を得て自立したケースが平成23年度7世帯、平成24年度9世帯、平成25年度7世帯ございまして、今後も関係機関と連携を図りながら受給者への就労指導を行ってまいります。

○深谷秀峰議長 消防長。

〔福地壽之消防長 登壇〕

○福地壽之消防長 救命救急問題について、AEDの配備についての当市内における現状についてお答えいたします。

AEDにつきましては、法の改正により平成16年7月から医療関係者以外の一般市民でも使用することが可能となりました。昨年の統計によりますと、救急車が119番通報から現場に到着するまでには、全国平均で8.3分、当市でも8.4分かかっており、この間の応急手当が大変重要になってきております。特に心肺停止の場合は、1分経過するごとに約10%ずつ蘇生率が下がっていくと言われており、現場に居合わせた人がいち早く心臓マッサージを行うとともに、AEDの使用による処置を行うことで蘇生率が大きく上がることがわかっておりまして、現在は誰もが使用できるようになることが課題となっております。

市内におけるAEDの設置場所についてでございますが、現在消防本部で確認しているものは、市の施設については、幼稚園、保育園、小中学校、市役所など65カ所。国・県の施設につきましては、高校、警察など10カ所。その他には医療機関や福祉施設、工場などの民間の施設に60カ所の合計135カ所に設置されております。そのうち消防本部の2台につきましては、市民主体の各種行事に対して貸し出しを行っているところでございます。

AEDの使用法につきましては、広報紙や出前講座によって募集しました救急講習会の中で操作方法を必修項目として実習しており、昨年は86回の開催で2,464名の市民が受講しております。この講習会につきましては、消防職員のほかに応急手当指導員の資格を取得している女性消防団員が当たっておりまして、ソフトで丁寧な指導に対して受講者から大変好評を得ているところでございます。

次に、AEDの設置場所の周知でございますが、市で設置している場所につきましては、市のホームページ、暮らしのページの中の「もしものときは」のAEDの欄に掲載して周知しております。また県では、県に登録しております全市町村の民間を含めた設置場所2,779カ所について、ホームページや茨城デジタルマップで公開しております。

今後、市のホームページにつきましては、市民にとってよりわかりやすいように内容を検討し、随時更新するとともに、設置場所につきましても誰もがわかりやすいように統一的な表示とすることを検討してまいります。これからも救える命を救うために市の広報誌などを通じてAEDの重要性の啓発や救急講習会の受講者を増やして、一人でも多くの命を救えるよう努力してまいります。

○深谷秀峰議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 市宿泊施設の運営についてのうち、西山研修所についてのご質問にお答えいたします。

西山研修所は、茨城県より常陸太田市に譲渡され、平成25年4月1日から首都圏建物サービス協同組合を指定管理者として指定し、常陸太田市の施設としてリニューアルオープンをいたしました。

初年度であります平成25年度の利用実績は、2万8,515人の方に利用していただきました。その内訳は、宿泊利用者1万6,081人、日帰り利用者1万2,434人であります。市内外別の利用者比率は、市外利用者が64.4%であり、そのうち県外も9.5%の利用実績がございました。

県立の施設でありました震災前の3カ年、平成20年度から平成22年度の平均と比較しますと、約90%の利用率でございました。宿泊利用者は震災前と比べますと約40%増となりましたが、日帰り利用者につきましては、平成23年度、24年度は、震災で被災し施設利用ができなかったために西山研修所を拠点に活動しておりました団体がほかの施設を利用するようになり、以前の水準までには戻りませんでした。

また、収支につきましては、指定管理料、利用料、食堂売り上げ、その他の収入合計で6,685万4,000円。支出につきましては、人件費、管理費、事業費などで6,570万7,000円となり、114万7,000円の黒字となり健全な運営が図られました。

平成25年度の主な利用者の内訳といたしましては、小中高等学校が64校、大学・専門学校のサークル等が22団体、子ども会やスポーツ少年団などの青少年団体が83団体、民間企業の研修が10企業、成人で構成している団体が82団体、その他を含めると344団体と多くの団体に利用していただいたところでございます。

宿泊利用は、学校の宿泊の学習が26.7%と最も多く、次いでスポーツ合宿、企業の研修会、スポーツ大会参加に伴う宿泊等などでございます。日帰りでは、学校や各団体の野外炊飯等の体験活動が最も多く、次いで団体の自主活動や各種事業の参加者などでございます。特に交流人口の拡大に向け、本市がこの施設の活用方向の目玉の1つとして掲げております隣接する山吹運動公園のスポーツ施設を利用した合宿利用につきましては増加している状況でございます。

その利用の例といたしましては、昨年度から現在までに、常陸太田大使の紹介により日大習志野高校チアリーダー一部や地域在住のOBの方の誘致による明治大学バドミントン部の合宿、地域のスポーツ団体との交流による東北や新潟地域のリトルリーグの練習試合等、国体の開催種目であるソフトボール関係団体の利用、弓道、空手やバスケットの運動団体等の合宿に利用していただいております。

さらに今年度、グリーンふるさと振興機構を通しまして、小中学校の民泊事業で龍ヶ崎市の中根台中、千葉市の誉田小などの利用、それから都内のジュニアリーダー団体など9団体522人に利用していただきました。平成26年度は、8月までの利用実績でございますが、1万4,080人の方に利用していただいております。昨年同時期と比較いたしまして16%増加しております。日帰りにつきましても、昨年度より7%増加しており改善の状況でございます。

また、ただいま申し上げましたとおり、スポーツ合宿や民泊事業等の新たな利用形態が増えつつあることから、今後とも指定管理者や関係団体等と利用の連携を図りながら、施設の特徴である青少年団体活動、あるいは山吹運動公園とのタイアップした活動等を積極的にPRするとともにサービス向上に努めまして、交流人口の拡大、利用者の拡大を図りながら青少年及び青年の豊かな人間形成を図ってまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 商工観光部長。

〔榎村浩治商工観光部長 登壇〕

○榎村浩治商工観光部長 市宿泊施設の運営についての、金砂ふるさと体験交流施設——かなさ笑楽校についてのご質問にお答えをいたします。

かなさ笑楽校は、平成24年9月に旧金砂小学校の廃校を利活用とした地域資源を活用し、都市と農山村の交流促進に資する体験交流施設としてオープンいたしました。昨年度の利用実績につきましては、宿泊利用者が2,014人、内訳といたしましては、大人1,182人、小中学生806人、未就学児26人でございます。宿泊による実利用者人数では3,797人、日帰り利用者が3,470人でございました。また、今年度4月から8月までの実績を前年度比で見ましても、宿泊利用者が約27%、日帰り利用者が14%の伸びで増加してきております。また、施設の利用状況につきましては、体験メニューのほかに、グラウンド、体育館、調理室及び会議室等の利用となっております。

主な利用団体の延べ件数につきましては、スポーツ少年団が63件、それから市内小中学校で8件、大学等で18件、そして福祉施設等で6件、子ども会7件でございます。また、主な利用目的につきましては、ソフトボール、サッカー、バレーボール及びミニバスケットボール等のスポーツ合宿、そして市外の小中学校の農家民泊体験に伴う教育旅行の実施、大学のゼミやサークル活動及び各種体験メニューの利用でございます。

体験メニューの利用状況につきましては、13種類のメニューに1,627人の利用がございました。人気のある体験メニューといたしましては、石窯ピザづくり、そして常陸秋そばを使ったそば打ち、青大豆豆腐づくり、野菜の収穫、川遊び、そして竹を使った飯ごう炊さん、それから、先日NHKで全国に放送されましたドラム缶風呂などたくさんございました。

続きまして、施設サービスの質の向上につきましては、屋内体育館の耐震補強工事が今年度中に完成し、より安全で利用しやすい環境を提供してまいります。また、夏休みを中心とした繁忙期においては申込者が殺到しておりました。残念ながら満室のためにお断りせざるを得ない状況にございましたことから、利用状況等をよく検証し、現在未整備である3階部分の教室を宿泊等に整備することも視野に入れながら、今後検討してまいりたいと考えております。

体験メニューにつきましては、オープンのおかげから地元金砂地区ふるさと協議会により会員自らが講師となり、金砂地区で古くから培われてまいりました豊富な知識や経験を体験メニューとして提供しております。数多くの地域資源を有効に活用し、地域振興に資する事業として確立できるよう、さらに組織強化に努めるとともに、体験メニューの一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

さらに、教育旅行による受け入れの需要が高まっております。市内各地でも農家民泊の協議会が設立されておりますことから、各地域の民泊協議会、西山研修所及びグリーンふるさと振興機構との連携をさらに図り、効果的かつ効率的に事業を実施し、利用者を増やしてまいりたいと考えております。

施設サービスのPR等につきましては、これまで同様、ホームページや各種パンフレット等による周知を初め、先日のNHK全国枠での放送のほか、「IBS茨城放送」やインターネットの

放送の「いばキラTV」等で施設が紹介されてきておりますが、引き続きテレビ、新聞、雑誌などのメディアの活用により、市内観光施設全般のPR等を図ってまいりたいと考えております。

さらに、今年度は常陸太田市の魅力を発信するために、常陸太田版の「るるぶ」の観光情報誌を作成中でございます。より一層の観光PRを推進してまいります。

○深谷秀峰議長 総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 旧日立電鉄線跡地の除草等についてのご質問にお答えをいたします。

旧日立電鉄線跡地の除草等につきましては、現在年2回の除草業務を委託して実施いたしているところでございます。本年度につきましては、天候不順等のため8月に1回目の除草を実施いたしましたところでございます。今後は関係各課等とも協議をいたしながら、最も効果的に実施できるよう時期を選び実施してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

〔加瀬智明政策企画部長 登壇〕

○加瀬智明政策企画部長 旧日立電鉄線跡地の今後の利活用についてのご質問にお答えをいたします。

旧日立電鉄線跡地の利活用につきましては、廃線後、沿線の各町会等からのご意見、ご要望をいただき整備を進めてまいりました。現在、小目町地内の区間におきましては、周辺住民の利便性の向上を図るため生活道路として整備し、一部供用しております。また、三才町地内にありました陸橋下の見通しの悪い区間の解消を図るため、鉄道用地を活用し市道の整備を行うとともに、山下町地内においても同様に、鉄道用地を活用いたしまして市道の整備を行っております。さらに、旧川中子駅舎跡地については、ライスセンター用地として、現JA常陸に貸し付けをしております。平成20年度より稼働いたしてございます。

その他の跡地につきましては、線路部分が大部分であるため有効活用が難しい面もございますが、今後につきましても沿線の各町会等からの要望等を踏まえまして、生活道路用地、あるいは既存の集会所用地、また西小沢地区における再圃場整備に伴う市道の創設用地として、環境が整ったところから順次整備を進めてまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 4番赤堀議員。

〔4番 赤堀平二郎議員 質問者席へ〕

○4番（赤堀平二郎議員） 再質問させていただきたいと思っております。

まず、生活保護の中で20歳未満の方がいらっしゃるわけですが、これは一体どういうことでその中に……、中に入っているという言い方は失礼でございますけれども、どうなっているのかということをお聞かせ願いたいと思っております。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 生活保護世帯は単身世帯ばかりではなくて、親子あるいは母子とか、いろいろご事情を抱えている世帯がございまして、その中に20歳未満のお子様がいるというケースがございまして、人数という形でお答えさせていただきましたので、そういう形で人

数が発生しているということでございます。

○深谷秀峰議長 赤堀議員。

○4番（赤堀平二郎議員） わかりました。

それと、これは私の不勉強かもしれませんが、障害をお持ちの方等の生活保護との関係というのはあるのでしょうか。制度の関係は。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 扶助費には、基本的に8つの扶助費がございます。生活扶助費ばかりではなくて、教育・住宅・医療・介護等でございますし、さらに加算制度というのがございます。その中に「障害者加算」というものがございまして、基準額を加算するという形で給付を行ってございます。

以上です。

○深谷秀峰議長 赤堀議員。

○4番（赤堀平二郎議員） わかりました。ありがとうございました。

この生活保護に関しては、一般的に何ていうんですか、ずるして得してやっているんじゃないかと言う方が中にはおるわけでございますけれども、生活保護を受けないで姉妹がアパートで餓死したという事例も最近聞いております。ですから、生活保護は原則的に、先ほど述べましたとおり自活することが大前提でございますけれども、やはり受けなければならないような生活困窮にある方には国として、窓口は当市がやるわけですが、これはそういう目で一般の方も意識をかえていただきたいなど。何か得して悪いことをしてお金をもらっているんだというような意識は持っていただきたいものと考えております。

それと昨今よく言われるのが、生活保護費と最低賃金がどうのこうのということでございますけれども、生活保護費は最低限の生活を営むための給付でございます。それと最低賃金は離して最低賃金はできるだけ上げていただいて、国民の生活、皆さんの生活、国民経済も含めてよくなるように考えるべきだと思います。

我々も生活保護に対して変な色眼鏡で見るのではなく、あくまでこれは社会が当然見なければいけないセーフティーネットだということをひとつ心の中に強く持っていただきたいと思うわけでございます。

AEDの問題でございますけれども、先ほど消防長から「1分増すごとに10%ずつ蘇生率が下がる」ということございましたので、とにかく救急車が来るまでは、太田の場合は8.6分と言いましたけれども、この間にいかに心臓マッサージ等によって脳内の血流を促して、脳の部位が壊死することを防ぐように、これは皆さんにいろいろな場を通して啓蒙していただいて、救える命はとにかく何が何でも救うんだということで、今後とも救命救急に取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

市の宿泊施設の研修についてでございます。これは前年に比べて非常に実績が上がっているという通知をいただきまして、まことに心強くと感じておるわけでございます。当初、県から譲り受けたときに大丈夫なのかという声も聞いたわけでございますけれども、執行部の皆さんのご努

力、職員の皆さんのご努力によって、このように実績が上がってきているということ、今後ぜひとも交流人口の拡大を含め、この研修施設をフルに活用していただきたいと思います。大学の合宿、高校の合宿等もさらに働きかけ、少しでも常陸太田に県外、そして他市の人たちに訪れていただいて、常陸太田というのはこんなところなんだということをぜひともPRしていただきたいと思います。

それと1つ、これは当然やっているとは思いますが、この2つの宿泊研修施設の中に、常陸太田を紹介するパンフレット、カタログを積極的に置いていただいて、常陸太田にこういう素晴らしいものがたくさんあるんだということも同時にPRしていただければと考えております。

最後に、市の市有地及び利活用でございます。これは先ほど1回目で言いましたように、病虫害の原因にもなると。また近くでデング熱も流行っていますので、蚊がどんどん飛んで、お子さんがデング熱になったらたまらんなという感じもありますので、農作物の関係とまた近隣の衛生環境ということも踏まえて、きちんと管理をしていただきたいと思います。そして、線路以外のところもいろいろ跡地利用を考えているようでございますけれども、答弁の中にありましたように、地域の住民の皆さんのニーズや要望をしっかりと踏まえた上で今後とも進めていただきたいと思うわけでございます。

以上をもちまして、赤堀平二郎の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○深谷秀峰議長 次、3番藤田謙二議員の発言を許します。

〔3番 藤田謙二議員 登壇〕

○3番（藤田謙二議員） 3番藤田謙二でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、7月に実施された議員改選後の初となる市議会定例会に当たりまして、新たな任期となるこの4年間も市民の皆さんの負託に応えられるよう誠心誠意励んでまいりますので、議員各位並びに執行部の皆さんにおかれましては、引き続きよろしくお願いいたしたいと存じます。

また、広島県で発生した集中豪雨による土砂災害では、多くの方の尊い命が奪われ、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。改めて自然災害の脅威と異常気象の恐怖を思い知らされたところでもあります。ぜひ本市においても今年度から新設された防災対策課を中心に危険箇所の把握や災害の未然防止に努めていただき、自主防災組織等の連携や協力体制づくりなど、6月議会の一般質問でも要望したように防災体制の強化を推進して欲しいと願っております。

それでは、質問に入ります。

今回は、7月の市議選での低投票率の反省を踏まえ、投票率の向上についてと市職員の採用試験関連について、2項目10件の質問を行います。

まず1つ目は、投票率の向上についてであります。

先般の市議会議員選挙においては、昭和30年の常陸太田市制施行以来、過去最低の56.91%

という低投票率でありました。自分も今回の選挙の候補者の一人として、その結果を真摯に受けとめ反省し、議会に身を置く立場からも市民の皆さんから関心を高めていただけるような議会改革を一層推進していかななくてはならないと強く感じているところであります。そして同時に、若者の政治離れなど全国的に投票率の低下が問題視されている中で、行政もその結果を検証し、投票率を上げるための手だてをもっと講ずる必要があるのではと感じています。

そこで(1)、投票率の向上に向けた取り組みについて、これまでの各種選挙において、投票率向上に向けて行政として具体的にどのような取り組みを行ってきたのか。①として、投票率向上へ向けた取り組みの現況についてお伺いいたします。また、②として、今回の投票率についてどのように分析されているのかお伺いいたします。さらに、全体の投票率は発表されているものの投票所ごとの投票率については一般公開されていませんが、③として、投票所ごとの投票率の情報公開について考えをお伺いいたします。

次に(2)、今後の対策についてであります。今回の選挙期間中の遊説先で、街頭演説を聞いてくださっていた高齢の女性お二人から切実な話を伺いました。お一人はつえを、もう一人の方は歩行補助車を利用されている方で、自分たちは選挙に行きたくてもひとり暮らしで車もないし、足が不自由だから行けないんだよとのことであります。この話を聞いたときに、今後高齢社会の進行とともに同様のお年寄りが増えていくことは間違いのない事実でありますし、仮に候補者サイドの陣営で足の確保のお手伝いをするということになってしまえば、公平性という観点からも問題になってきます。

そこで、投票日当日は投票所が数多く存在するため難しいと思いますが、期日前投票であれば会場が4カ所に限定されているので、例えば日替わりで会場ごとに選挙用の市民バスを巡回させるなど、高齢社会に対応すべく選挙の交通手段についても検討していく必要があると考えますが、①として、今後ますます増えるだろう高齢者交通弱者への対応策について考えをお伺いいたします。

また、現在市内にある52カ所の投票所ではありますが、常陸太田地区では1カ所の有権者数が3,500人を超えるところがあったり――これは参考までに里美地区8カ所の有権者総数3,154人を上回る人数となっています。また、投票区内の人口や住宅分布の変化に対応されていない場所や車での乗り入れがしにくい場所など、これまでも見直し案が浮上した投票所もあったと伺ったことがあります。ややもすると、投票所のわかりづらい立地や不便な立地環境といったものが投票率の低下にも少なからず起因しているようにも感じられます。そこで②として、投票所の見直しについてお伺いいたします。

続いて、昨年7月の参議院議員選挙から解禁となったインターネットを活用した選挙運動についてですが、これは若年層を中心に政治や選挙に関心を高めてもらい、投票率の向上にもつなげていこうと、2013年4月の「公選法」の改正により、これまで禁止されていたウェブサイトやメールを通じて有権者に政策の中身を伝えたり投票を求めたりすることができるようになったものであります。

今回の市議選でも、市選管がこれまで紙媒体のみであった選挙公報を市のホームページ上にア

ップするなど評価すべき取り組みが行われました。さらに欲を言えば、選挙公報の動画バージョンとして自己PRや公約を語ってもらい選挙期間中にアップし、候補者それぞれの考えや人物像を知ってもらうなど、有権者の皆さんに選挙に関する情報を積極的に発信し、選挙への関心をより高めていただくことも重要になってくるものと考えています。そこで③として、インターネットの活用促進についてお伺いいたします。

そして、公益財団法人「明るい選挙推進協議会」の調査による20歳代から70歳代以上までの10歳刻みでの過去50年間にわたる国政選挙における年代別投票率を見ても、若い世代の低迷が解消されず、世代間での格差が課題とされています。そのような中、④として、若年層の投票率向上への対応策についてお伺いいたします。

2つ目は、市職員の採用についてであります。

行財政改革の1つとして、定員管理適正化計画に基づき職員数の抑制が図られている昨今、限られた人員で最大限のサービスの提供が求められている中、市職員の採用に当たっては、引き続き有能な人材の確保が求められています。また、景気低迷が長引く中、地方においては民間企業に比べて公務員を志望する傾向が高く、本市においても市職員の採用試験申込者数を見る限り、例外ではないことを伺い知ることができます。茨城県内に目を向けても同様の傾向であり、地域における魅力ある就職先として毎年高倍率となっているようであります。そこで(1)、採用試験について、①として、近年の応募状況及び採用状況について、市内、市外在住者の内訳も含めてお伺いいたします。②として、一次、二次試験を通じてどのような点を重視して選考しているのか、選考基準についてお伺いいたします。

また、近年における県内44市町村の採用試験の募集要項を参照してみると、水戸市や笠間市のように、地域活動やボランティア活動における顕著な実績、成果とともに、大学での活動や学業の取り組み等の過程において培われた積極性や行動力、実践力を市職員として発揮できる人材を採用するため、所属する大学等からの推薦をもとに特別選抜による選考を実施したり、牛久市などは、特にスポーツの分野において大きな実績、成果等をおさめた方で、その実績、成果等を得る過程で培われた精神力、忍耐力、物事にチャレンジする意欲を市政において発揮できる方を対象にした特別選考枠の試験を実施するなど、特色を生かした採用枠を設けて有能な人材確保に力を注いでいます。ほかにもUターンやIターン希望者対象を設けている結城市、社会人経験者枠のあるつくば市や民間企業経験者枠のある阿見町など多岐にわたります。

そこで(2)、特別枠の設置について、ぜひ本市においても選考基準を具現化した特色ある採用枠を設けて、よりよい人材の確保を推進してはとありますが、①として、特別選考枠の導入についての考えをお伺いいたします。

以上、10件についてお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。答弁のほどよろしくお願いたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。総務部長。

[植木宏総務部長 登壇]

○植木宏総務部長 初めに、投票率向上についてのご質問にお答えをいたします。

まず、投票率向上へ向けた取り組みの現況でございますが、選挙啓発といたしまして、防災行政無線及び広報車による投票の呼びかけ、選挙公報の市ホームページ掲載や新聞折り込み、懸垂幕、のぼり旗等の掲示などを行ってまいったところでございます。また、投票しやすい環境づくりといたしまして、期日前投票における手続の簡素化や、市本庁舎1階ロビーへの期日前投票所の設置を行ってまいったところでございます。

次に、今回の市議会議員一般選挙の投票率についてでございますが、市議会議員一般選挙の投票率は、過去には90%を超える時代もございましたが、現在に至るまで他の選挙と同様に下降傾向となっている状況でございます。その中で今回の選挙におきましては、期日前の投票率が前回と比較をいたしますと0.49%の減であったにもかかわらず、最終的な全体の投票率は14.66%の減となっておりますことから、選挙当日の投票者数が激減したのではないかと考えているところでございます。

全国的な投票率の低下の要因とも言われております若年層の政治離れ等による投票率の低下や、投票日当日の午後、雷雲により投票所への足が遠のいたことなどが主な要因ではないかと考えているところでございます。

次に、投票率の情報公開でございますが、これまで1時間おきに市全体及び各投票所につきまして、期日前投票を除いた全体の投票率のみを算出いたしまして市ホームページに掲載してきたところでございます。次回の選挙からは、期日前投票の数値も加算した投票所ごとの投票率もあわせて掲載してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、今後の対策についてお答えをいたします。まず、高齢者、交通弱者への対応策でございますが、市内の公共交通の利用促進を図るとともに、議員ご発言のような期日前投票に係る巡回バスの運行につきましても、全国における先進事例等を研究してまいりたいと考えているところでございます。

次に、投票所の見直しについてでございますが、以前から要望いただいております投票所もあることから、短期的にはそれらの投票所の見直しに向けまして、関係町会等との調整を図ってまいりたいと考えております。また、中長期的な見直しといたしましては、有権者数の動態や投票所の環境に配慮した投票所の見直し、さらに交通手段の確保を前提とした投票所集約等につきましても研究、検討してまいりたいと考えております。

次に、インターネットの活用促進でございますが、選挙を執行する事務局といたしましては、引き続き市ホームページへの選挙公報の掲載や選挙啓発情報をフェイスブックやツイッターにも積極的に発信するとともに、全国における先進事例、例えば選挙ポスター掲示板に市選管のホームページへ誘導するQRコードを表示する等の例がございますけれども、これらの導入に向け検討してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、若年層の投票率向上への対応策についてでございますが、これまで選挙教育の一環といたしまして、小中学生の明るい選挙啓発ポスターの募集、茨城県選挙管理委員会作成の選挙啓発ガイドブックの活用や出前講座の実施、成人式における啓発物品配布等を行ってまいりましたが、今後はエリアメールを活用した投票の呼びかけや、若者世代の関心を高めるための全国の先

進事例について研究してまいりたいと考えております。

続きまして、市職員の採用についてお答えをいたします。初めに、平成21年度から25年度まで5カ年における応募状況と採用人数について、それぞれの年度の全職種の合計人数でお答えさせていただきます。

応募状況でございますが、平成21年度は120名、うち市内が87名、市外が33名でございます。平成22年度は132名、うち市内97名、市外35名でございます。平成23年度は125名、うち市内93名、市外32名でございます。平成24年度は82名、うち市内が60名、市外が22名でございます。平成25年度でございますけれども71名、うち市内53名、市外18名でございます。

次に、採用人数でございますが、平成21年度は14名、うち市内11名、市外3名でございます。平成22年度は14名、うち市内12名、市外2名でございます。平成23年度は12名、うち市内6名、市外6名でございます。平成24年度は8名、うち市内5名、市外3名でございます。平成25年度は6名、うち市内5名、市外1名でございます。

次に、一次、二次試験を通じてどのような点を重視して先行しているかについてお答えをいたします。

当市では、職員採用試験の募集におきまして、市のさまざまな課題に市民と協働し、創意工夫をもって取り組む積極性のある職員を求めていることを明らかにいたしまして採用案内を行っているところでございます。一次試験におきましては、募集をいたします職種によって教養試験、または専門試験を実施するとともに、昨年度の採用試験からは事務適性検査もあわせて行っているところでございます。なお、一次試験の合格者につきましては、採用予定者数を考慮いたしまして試験結果の上位者を選考しているところでございます。

二次試験でございますが、市が求める職員増を基準といたしまして、面接試験、作文試験に加え集団討論試験、さらに昨年度の採用試験からは、基本的な対人能力を見るため事務室での複数の一般職員との一次面接も行っているところでございます。

最後に、特別選考枠の導入の考え方についてお答えをいたします。公務員採用に当たりましては、成績主義及び平等取り扱いの原則が重要となっております。受験者に必要な資格として、職務の遂行上必要、客観的かつ画一的要件を定めることは可能でございますが、例えば特定の学校卒業者を受験資格にすることと等は法に抵触するおそれがありますので、受験資格要件の設定は慎重に行う必要があると考えているところでございます。

また、より優秀な人材を確保するために実施する採用試験は、一般競争試験枠も同様であることから、これまで国や県内各市が実施いたしております試験方法の調査を行いまして、先ほどご答弁いたしました事務適性検査、一般職員による一次面接の導入などを行ってまいったところでございます。

なお、当市のように少人数の採用におきまして特別選考枠を設けることは、特別選考枠の割合が大変大きくなること、さらに特別枠としての採用目的と採用後の職員活用等を明確にしておく必要があることから慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

〔3番 藤田謙二議員 質問者席へ〕

○3番（藤田謙二議員） ただいまは、各項目ごとに答弁をいただきありがとうございます。それでは2回目の質問をさせていただきます。

大項目1の（1）、投票率向上へ向けた取り組みについての①、具体的な取り組みの現況について再質問いたします。

選挙啓発については、さまざまな取り組みが行われているという現況は理解をいたしました。特に、期日前投票における手続の簡素化は市民の皆さんからも好評で、以前と違って投票しやすくなったとの声を多く耳にします。また、本庁舎1階ロビーへの期日前投票所への設置なども、わかりやすい場所で便利との意見を多く聞きます。

一方で、候補者の政策や経歴が比較しにくいといった意見もある中、今回選挙公報が市ホームページに掲載されるなど、新たな取り組みも行われたわけですが、選挙公報の配布については、従来どおり新聞折り込みといった方法がとられています。昨今新聞自体をとっていない家庭が増加傾向にある中、果たして全世帯に行きわたっているのかと考えると疑問も生じてしまうわけです。この問題については他の地域でも検討を図る自治体が出てきており、埼玉県朝霞市では、従来の新聞折り込みからポスティングによる全戸配布に切りかえるなどの対応を行っているようでもあります。

そこで、本市における配布方法については、検討が行われているのかどうかお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。総務部長。

○植木宏総務部長 新聞折り込みによる選挙公報につきましては、現在のところ有効な手段であると考えております。また一方では、新聞をとらない世帯が増えつつある中、その対応についても課題となってくることから、特に若い人たちに有効と考えられるインターネットの活用促進を図るとともに、ポスティング等の活用につきましても経費的な面も含め研究してまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） 投票率の向上へは、選挙に関する情報提供が非常に大切になってきますので、ぜひ善処していただきたいと思います。また、せっかく市のホームページへ選挙公報を掲載しても、アップされていること自体周知されていなくては効果が半減してしまいますので、ぜひツイッターやフェイスブックなどうまく組み合わせながら、さらなる啓発に努めていただきますよう要望いたします。

②については理解をいたしました。ほかにも全国的には6月以降の東京都議会のやじ問題や兵庫県による政務調査費問題、さらには記者会見の様子など、地方議会をめぐる不祥事報道などによる有権者の不信感や、本市においては選挙直前まで無投票との雰囲気広がる中、選挙への関心の低下などさまざまな要因が重なった結果だろうと感じています。いずれにしても、その結果を分析して改善を図っていくことが重要でありますので、ぜひ今回の検証を次回へと生かしていただきたいと思います。

③については、検証を進める上でも確かなデータがないと分析のしようがありません。答弁いただいたように、これまでの当日の投票率のみでなく、期日前投票についても各投票所ごとに振り分け、加算した投票率を掲載していただけるということでもありますので、対応のほどよろしくお願いいたします。また、若年層の投票率が全国的な課題となっている中、年齢別の投票率も算出し掲載いただきたいと考えますが、システム上可能なのかどうかお伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 年齢別の投票率でございますけれども、当日52の投票所がございますが、この中で投票者数の多い9カ所につきましては、パソコンによる受け付けシステムを使用しているところでございます。こちらにつきましては電算の処理が行えますので、年齢ごとの状況を把握することが可能でございます。

参考までに申し上げますと、これらの9カ所の今回の投票者数の合計は2万2,194人。これは今回の全体の投票率と比較いたしますと全体の82.4%を占めております。そういうことから、全体の傾向としてこれらの電算処理をしているものから読み取ることが可能であると考えているところでございます。

全体の年齢ごとのということこれから捉えられるかといいますと、これについてはかなりの事務量がかかってしまうのではないかと考えているところでございます。ただ、これらのデータを使いまして傾向を見て対応していく必要があると考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番(藤田謙二議員) 今、52カ所のうちの9カ所ということでもありますので、全体的な経費等との面も鑑みるとなかなか全投票所へというのは厳しいというようなことであるかと思いますが、全体の傾向という形でもいいと思うので、検証した結果、そういった部分は公開していただけると、それが市民の選挙に対する意識の啓蒙にもつながっていくものと思いますので、できる範囲の数字で結構ですので、ぜひ公表していただきたいと要望いたします。

次に(2)、今後の対策についてですが、①の高齢者、交通弱者への対応策については、循環バスの運行を初め研究を進めていただいて、高齢者の高い本市こそ先例事例となるような先駆的な取り組みに期待をしたいと思います。

②の投票所の見直しについては、何かきっかけがないとなかなか実行しづらいものであると感じております。そんな意味では、過去最低の投票率であったということをぜひ見直すよい機会と捉えて調整を進めていただきたいと思います。

特に、答弁の中でも以前から要望いただいている投票所も現実にあるということでもありますし、今回の当日の投票率を見ても、太田第3——これは木崎1、木崎2、山下町のエリアとなりますが、こちらが一番低い21.12%。機初第1——こちらは幡、三才、西宮、田渡町のエリアで、2番目に低い25.87%というように、投票所も含めて改善が必要であることが伺えるわけがあります。さまざまな課題もあろうかと思いますが、時代の流れに適応した見直しを図っていただきますよう関係町会等との調整を推進していただきたいと要望いたします。

③、インターネットの活用促進については、まだまだ解禁されて日も浅く各自治体も試行錯誤の段階であろうと思います。今後ICTを活用すべく「公職選挙法」の見直しなども検討されているようですので、国の動向も注視しながら随時検討していただきたいと思います。

また、民間サイドでは、昨年10月に行われた神戸市長選挙で、地元新聞社が候補者の自己PRや公約などについて1分間の制限時間で語ってもらった動画をインターネットで公開したところ、短時間で候補者の人となりを感じられると高い評価を受けたようであります。現在のところ国会議員や都道府県知事選挙のみ認められている政見放送であります。近い将来、地方選挙を執行する事務局サイドでもインターネットを活用した動画による広報が認められる日が来ることを切望しているところであります。まずは答弁いただいた中にもありました選挙ポスター掲示板へのQRコードの表示等、できることから少しずつ改善を図っていただきたいと望みます。

このQRコードですけれども、今年4月の埼玉県の久喜市長選、同じく久喜市議会議員選挙で導入されて、QRコードを読み込むことにより市選管のホームページに誘導され、選挙の日程や投票所などの情報、また、選挙公報も閲覧することができ、各候補者の経歴や公約などの詳しい情報を得ることができることから選挙への関心を高める1つの方策として全国から注目される事例となっております。

さらに、風雨などによるコードの読み取りができなくなる場合を想定し、掲示板に直接印刷する方法より、QRコードを印刷したシールを用いて速やかに張りかえなどの対応ができるような、より進化したアイデアも生まれてきておりますので、ぜひそのような各地の対策を参考に本市に合った活用促進を要望いたします。

④の若年層の投票率向上への対応策についてですが、これも全国的な課題であると同時に永続的な課題であり、決定的な得策があるわけでもなく各地でさまざまな取り組みが行われているのが現状であると思います。

そんな中一例を挙げますと、松山市では市内にある松山大学のキャンパス内に期日前投票所を設置したり、大学生スタッフを選挙コンシェルジュとして、選挙管理委員会とともに期日前投票所づくりや啓発活動の企画立案に携わりながら期日前投票所の運用や啓発動画の作成などを行ってもらうことにより、今年4月に実施された市議会議員選挙では、前回の市議選に比べてほとんどの世代で投票率が下がっているにもかかわらず、20代全般の投票率が増加したという結果に結びついた事例もありますので、ぜひ本市でも若者の選挙コンシェルジュのようなかわり方も含めて、引き続き研究を進めていっていただきたいと要望いたします。

投票率の向上へ向けては、現在国においても、住んでいる市町村内なら原則としてどの投票所でも選んで投票をすることができる、投票所の選択を可能にするなどの「公職選挙法」の改正の検討が行われているようであります。また、冒頭述べましたように、もちろん政治にかかわる我々議員の問題でもありますので、決して自分たちを棚に上げて行政にのみ要望するものではなく、行政としての役割、政治家としての役割、その両輪が大切であると考えています。

県内32市の市議会議員選挙の投票率を調べてみても、直近の選挙とその前の選挙の比較で投票率が上がっている自治体は守谷市とつくばみらい市の2市のみで、他の30市に関しては全て

下がっている状況にあります。本市と同じ時期に実施された隣接の常陸大宮市においては、前回新人3人で定数1人オーバーの選挙より、今回の新人7人で定数4人オーバーの選挙のほうが5.1%も投票率が下がっていることなどからも、新人の数や定員オーバーしている人数にかかわらず、全体的に選挙に対する関心が低下し投票率が下がっている傾向であることが伺えるわけであり、だから仕方がないということではなくて、ぜひ双方がともに改善を図りながら、有権者の皆さんへの政治意識の高揚や選挙に関する情報提供の充実、投票していただけるような環境を整えていく努力を続けていくことが重要であると感じていますので、どうか善処いただけますようお願いをいたします。

大項目2の(1)、採用試験の①については、答弁いただいた近年の状況からも、倍率が約8倍から12倍へと年々上昇しており人気の高い就職先であるということがわかるわけであり、一方で、採用人数は14名、12名、8名、6名と年々減少傾向にあり、これは定員適正化計画に基づく職員数の削減による人件費の抑制であることは理解していますが、20年後、30年後の職員の年齢構成を考えてみた場合、管理職になる人材を十分に確保できなくなってしまうのではとの影響も心配されますが、近年の採用人数による職員の年齢構成、いわゆる年齢別ピラミッドが急激な逆三角形になってしまっていないのかどうか、職員の年齢構成バランスについて伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 職員の採用につきましては、平成22年度から5カ年で70名の減員を目標とする定員管理適正化計画に基づきまして、毎年その年に退職する人数に応じ翌年度の採用者数を決定いたしているところでございます。

その結果といたしまして、職員の年齢別の構成分布につきましては、若年層、特に30歳以下に減少が見受けられております。議員ご発言のように逆三角形の形になっているところでございます。そういう中で、来年度の職員採用に当たりましては、従来よりも人数を増やしまして14名の募集を行ったところでございます。また、翌年度以降につきましても、年齢の構成、定員管理の状況等を見ながら募集人員について検討してまいりたいと考えてございます。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番(藤田謙二議員) ありがとうございます。職員の年齢構成を考えますと、やはり短期的な人員削減による定員数の最適化のみならず、中長期的な視点から永続的な適正な執行体制を築くことのできる均衡のとれた職員構成という視点も重視して、引き続き採用していただけるように要望いたします。

また、応募状況からはほぼ例年、全体の4分の3に当たる75%程度の方が市内在住者で、逆に25%の方が市外からも魅力を感じて応募されているということで、こちらは非常に望ましいことであると感じております。そして採用者の市内外の内訳については、その年の試験結果によるものですので意見は述べませんが、できれば人口減少対策や市民協働推進の側面からも、採用後は市内に住んでいただけるような働きかけを行っていただきたいというふうに臨みます。

次に、②の選考基準については理解をいたしました。現在の公務員制度では、職員一人の採用

を行うということは将来賃金という面からも、またその人材を定年退職まで雇用していくという面からも、答弁いただいた市が求める職員像に適応した選考に引き続き努めていただきたいと思います。

(2)の特別枠については、一般競争試験枠以上に、より優れた能力を身に付けた人材確保のための有効な手段であると考えています。地域間競争の時代とも言われる昨今、質の高い市民サービスが求められる中で能力の高い職員を確保するとともに、例えば外部でのキャリアを積んだ経験を組織に迎え入れることで組織を充実、活性化させたり、即戦力化を図ることにもつながるなどの効果も期待できるものと感じています。

確かに、少人数の全体採用枠の中で特別枠を設けることは、割合的な問題も含め課題もあると思いますが、昨年からの事務適性検査や一般職員による一次面接など、新たな取り組みを導入しているまさに転換期だからこそ、先進事例等調査の上、特別枠導入に関しても前向きに検討していただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○深谷秀峰議長 次、2番井坂孝行議員の発言を許します。

〔2番 井坂孝行議員 登壇〕

○2番(井坂孝行議員) 2番井坂孝行でございます。議長のお許しが出ましたので、4項目について質問させていただきます。

1として、地域防災体制の現状と今後の取り組みについて2点質問いたします。8月20日に発生した広島市の豪雨による土砂災害、また、台風12号による大きな災害や北海道の礼文島の土砂災害と、台風や局地的ゲリラ豪雨による水害の増加や被害の激甚化の傾向にあります。

そこで1点目は、以前、同僚議員から防災計画、自主防災組織の充実について質問がありました。その中で自主防災組織の体制整備をする上で補助等を行い、いばらき防災大学での研修によるリーダー育成を図るという答弁がありましたが、リーダー育成の状況、また、地域に根差した組織の活性化、活動支援をどのように行っているのかお伺いいたします。

2点目は、今後台風の時期となることから、災害に対し迅速な対応を行う上で各組織の活動マニュアルや避難所運営マニュアルを策定して、どのような避難勧告のあり方や体制整備を行っているのかお伺いいたします。また、常陸太田市においても急傾地が多く土砂災害の危険性があります。警戒区域は県が指定するものと思われませんが、本市において警戒区域は何カ所あり、指定区域の周知をどのように行っているのかお伺いいたします。

2点目として、第6期常陸太田市高齢者福祉計画の計画策定の進捗状況について質問いたします。

本市における65歳以上の高齢者人口は、8月1日現在1万7,593人で、高齢化率は31.5%と国を大きく上回っております。また、団塊の世代が高齢者となる平成27年度以降、高齢化が一層進展する状況にあり、高齢者一人ひとりが健康の維持増進に取り組み、地域において自立して暮らし続けることを支援する環境整備が課題となります。そこで現在、平成27年度以降の第6期常陸太田市高齢者福祉計画の策定を進めていると思いますが、第5期高齢者計画での現状、課題についてどのようにPDCAを行い、高齢者福祉計画の中の老人福祉計画、介護保険事

業計画策定の進捗状況についてお伺いいたします。

3つ目として、総務省事業の地域おこし協力隊の今後の取り組みについて質問いたします。

この事業は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地域において、都市部から人材を積極的に誘致し、定住、定着を図り、農村と都市住民とのニーズに応えながら、地域力の維持、強化を図ることを目的としております。本市においては平成23年度から取り組んでおり、全国的には、当初の平成21年度の実施自治体は31で隊員数は89でありましたが、平成25年度は、318の自治体で隊員数は978名と、地域おこし協力隊事業に取り組む市町村が年々増えております。また、総務省の調査によりますと、平成25年6月までに任期満了後の隊員の約6割が定住し、定住者の約9割が起業、就業、就農という状況であります。

この事業は総務省の事業であります。受け入れ態勢をどう作るかで定住が図られるものかと思っております。本市においては3名の隊員が3年間の任期を終え、全員が定住しているという状況であり、このことは評価できるものかと思っております。そこで、今後この事業をどのように取り組んでいく考えなのかお伺いいたします。

4つ目として、農業施策の方向性について質問いたします。

先日の新聞によりますと、8月26日に副知事立ち会いのもと、本市と農業生産法人との協定を締結した旨の記事が載っておりました。本市においてキャベツの試験栽培を開催した後に、事業を拡大して将来的には農産物加工所を建設し、生産から加工、販売まで行うとのことあります。農業の現状は、従事者の高齢化や担い手不足により危機的状況にあり、全国的にも大きな問題であるものと考えております。そのようなことから、農業生産法人が農業振興を図ることは賛成するものであり、本市に多くの農業法人が組織されることを望むものであります。

そこで、今回の協定の締結に関し3点質問いたします。1点目は、どのような経緯でこの農業生産法人との協定締結に至ったのか。2点目は協定の内容について。3点目は、この事業の展開は本市にとってどのようなメリットがあるのかお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 地域防災体制の強化についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の自主防災組織のリーダー育成につきまして、県が主催するいばらき防災大学への当市からの受講状況でございますが、いばらき防災大学は、リーダーの育成により災害に強い地域づくりと自主防災組織の活動支援を目的に、おおむね4回を1セットといたしまして年1回開催されているもので、受講終了後に防災士試験を受け資格取得ができるものでございます。

当市の過去3年の参加等の状況でございますが、平成23年度、受講者6名、修了者5名、防災士取得が4名でございます。平成24年度は、受講者1名、修了者1名、防災士取得はございませんでした。平成25年度が受講者22名、修了者22名、防災士取得が14名でございます。受講料の助成金制度を設けましてリーダー育成促進を図ったところでございますが、受講会場がかすみがうら市と遠方のため、本年度は参加者が3名となっている状況でございます。

また、平成24年度から、地域での防災に関して長期的に中心的な存在となる人材の育成が必要と考えまして、市独自の自主防災リーダー研修会を講演会と実技研修の2回に分けまして開催いたしているところでございます。

この参加状況でございますけれども、平成24年度、講習会は189名の参加でございます。114組織からご参加をいただいております。同じ年度、実技研修でございますけれども74名、63組織からの参加をいただいております。平成25年度でございますけれども、講演会236名、108組織からの参加をいただいております。実技研修でございますけれども83名、83の組織からご参加をいただいているところでございます。

リーダーの育成につきましては、自主防災組織の活動支援として地域の防災力の向上の点から有用と考えておりますので、今後とも実施内容の検証等をいたしながら継続して実施してまいりたいと考えているところでございます。

2点目の自主防災組織へのマニュアルの整備のご質問についてでございますが、現在、自主防災活動の充実が図られるよう、通常時から活動、避難や避難所運営を含め災害時の活動の参考とし、それぞれの地域の状況に応じて修正等を加え活用していただくため、活動等に対する標準マニュアルを作成しているところでございます。今年度中の配布を予定しております。

また、マニュアルのほか、必要に応じ関係する資料や情報を随時提供していくことにより、地域において迅速に避難が行われるよう体制整備の支援を行うとともに、災害時には避難勧告等が発令された地域の自主防災組織とも連絡をとりあいながら住民の皆様の安全を確保してまいりたいと考えているところでございます。なお、災害時の対応といたしまして、各自主防災組織において避難訓練を含めた防災訓練も実施されております。

その実施状況でございますが、平成23年度が13団体、52の町会が参加いたしているところでございます。平成24年度が12団体、51の町会が参加いたしているところでございます。平成25年度は16団体、27の町会が参加いたしているところでございます。このようになっておまして、これらにつきましては準備も含めまして資機材等の提供、当日の訓練への協力を消防本部と連携しながら、その活動に対し協力支援を行っているところでございます。

次に、当市の土砂災害警戒区域でございますが、739カ所でございます。このうち県の指定、告示がされました221カ所につきましてハザードマップを作成、配布をいたしているところでございます。また、今年1月に金砂郷地区85カ所が追加して告示されましたので、今年度においてこの区域のハザードマップの改定、配布を行い、住民の皆様へ周知を行ってまいります。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 第6期常陸太田市高齢福祉計画についての老人福祉計画及び介護保険事業計画の現状、課題等についてのご質問にお答えいたします。

まず、老人福祉計画の現状及び課題でございますが、議員ご発言のように、老人福祉計画及び介護保険事業計画を一本化いたしまして高齢者福祉計画を策定しているところでございますが、現行の第5期の老人福祉計画の現状といたしましては、シルバー人材センターや老人クラブへの

補助などの社会参加と生きがいつくりの推進，また，地域ケアチームや災害時の要援護者台帳の整備などの地域の見守り体制の整備，そして在宅で暮らし続けることができるよう，状況に応じた在宅福祉サービスの充実を重点施策として展開しているところでございます。

しかし，今後ますますひとり暮らしや認知症の高齢者など見守るべき高齢者の増加が予想される中，それを支える地域住民も高齢者が多くなってきているのが実態でございまして，そのような状況下でいかに見守り体制を構築していくかが大きな課題となっております。

続きまして，介護保険事業計画の現状及び課題についてお答えいたします。第5期介護保険事業計画では，介護予防とサービス基盤の整備を重点施策として展開しております。介護予防につきましては，高齢者が健康で生き生きと暮らすことができるよう，生活機能の低下が見られる高齢者を対象とした運動機能向上，栄養改善等の事業や全ての高齢者を対象とした運動による筋力維持向上を目的とした事業を実施しております。これらの事業につきましては，高齢者の健康寿命を延ばすためにも大変重要であると考えておりますので，第6期介護保険事業計画の中でも介護予防を重点施策に位置づけ，さらに介護予防事業の充実を図るための検討を行ってまいります。

サービス基盤の整備につきましては，特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図るため，平成25年度に新設及び増床分で130床が整備されました。また，地域密着型サービスにつきましては，原則として市内の要介護等認定者だけを対象としたサービスでございますが，小規模多機能型居宅介護が今年度中に1事業所整備される予定となっております。しかしながら，これらのほかにも定期巡回，随時対応型訪問介護看護など今後も充実を図る必要のあるサービスがございますので，引き続きサービス基盤の整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして，計画策定の進捗状況でございますが，7月に第1回の第6期常陸太田市高齢者福祉計画策定委員会を開催し，第5期計画に掲げられております事業の実績や日常生活圏域ニーズ調査などの結果について検証，検討を行うとともに，課題や今後の方向性等について検討，あるいは意識の共有を図ったところでございます。

今後の策定作業につきましては，策定委員会での委員のご意見，検討結果などを踏まえるとともに，前段で申しあげました検証，検討作業などを通してPDCAを回すことにより課題や施策の方向性を明らかにし，各種サービスの事業量や新規施策の検討，さらには介護保険料の算定などを行ってまいります。

また，平成27年度に向けて大きな改正が予定されております介護保険制度のガイドラインが国から7月下旬に示されたところでございますが，計画内容に係る詳細な部分につきましては，いまだに示されていない状況でございますので，引き続き，国・県等の動向を注視しながら，適切に計画に反映できるよう準備を進めてまいりたいと存じます。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

〔加瀬智明政策企画部長 登壇〕

○加瀬智明政策企画部長 地域おこし協力隊についてのご質問にお答えをいたします。

当市の地域おこし協力隊につきましては，議員ご承知のように，平成23年度から取り組みが始まりまして，里美地区に最初に入りました3人の隊員は，3年の任期が終了した後もそれぞれ

仕事をしながら里美地区に定住し、現在も隊員として培ったノウハウを生かしながら地域での活動を継続いたしております。また、金砂郷地区に入りました隊員1名も、任期の半ばではございますが2年目に市職員として就職し、市内に定住しております、同じように地域での活動を継続いたしております。

現在、活動しております協力隊でございますが、当市では従来の地域活動を行う協力隊員に加えまして、アーティスト・イン・レジデンスとして、アートを活用して地域おこし活動を行うアーティストを3名採用いたしまして、これまでと違った手法で地域づくりに取り組むこととし、従来の協力隊とアーティスト枠の協力隊とを合わせまして、金砂郷地区1名、水府地区3名、里美地区3名、合計7名の協力隊が現在活動いたしております。

ご質問の今後の協力隊に対する取り組みでございますが、本年度からは総務省の地域力創造アドバイザーとして、全国で協力隊の研修などを行っております中島淳氏を協力隊のアドバイザーとして招聘し、協力隊の活動がイベントの実施や現場のお手伝いに終始せず、協力隊自身が地域に定住していくために、就業等により収入を得られる経済的な仕組みを確立できるよう隊員それぞれにアドバイスをしていくこととしております。

具体的には、アドバイザーとともに任期の終わる3年後を見据えまして、1年目の本年は、地域が求めるものと協力隊自身がやりたいことをシンクロさせながら、隊員自身が定住していくための収入を得る経済的活動を見据えまして、地域資源と経済的活動を結びつけられるプロジェクトを構築することを目標とし活動をいたしております。2年目以降は、自らが定めたプロジェクトについてその運営の試行や実施体制の組織化などの検討を行うことにより、地域活動通じた経済的活動により、収入を得ながら定住できるような仕組みを構築していくための活動をしていくこととしております。

以上のような取り組みにより、協力隊が本市に定住していけるよう支援をまいります。

○深谷秀峰議長 農政部長。

〔滑川裕農政部長 登壇〕

○滑川裕農政部長 農政部関係の農業施策の方向性における農業生産法人との協定の締結にかかわるご質問にお答えいたします。

この農業生産に関する協定につきましては、議員ご発言のとおり、先月の26日に県の立ち会いにより協定に至ったものでございます。相手方といたしましては、つくば市にある有限会社ワールドファームであり、地域一体化プロジェクトとして地域とともに露地を中心とした野菜の生産、加工、販売を一貫して行う農業生産法人でございます。これまでの実績といたしましては、県内のつくば市のほか、熊本県、大分県、鳥取県の4カ所において事業を展開しております。

ご質問の1点目、協定に至った経緯といたしましては、茨城県より県北地域の活性化策の一環として、当該農業生産法人の新たな拠点となる県北地区での候補地選定の話があり、本市がいち早く手を挙げ進出のお願いをしたものでございます。その後、法人と市、県の県北振興課及び農林事務所による事業の調整、適地の選定を行い、水府地区の東連地及び松平町の畑の一部を適地として、さきの4機関の出席のもと地元説明会を実施いたしました。これにより畑地約4.3ヘク

タールについて地権者の意思の確認ができ、うち約50アールにおいてキャベツやハウレンソウなどの試験栽培の運びとなったため、今回の締結に至ったものでございます。

続きまして、ご質問の2点目、協定の内容といたしましては、この協定は9項目からなり、その主なものといたしましては、農業生産法人はこの事業展開に当たり、支店は本市内に設置すること。生産等にかかわる従業員の確保は、地元在住者の積極的な採用に努めること。具体的には、平成30年までに30人程度の雇用計画となっております。事業展開に要する物資等はできる限り地元業者等との取引を行うこととする。以上の3つとなっております。

常陸太田市につきましては、市内の農業振興を図ることを目的として法人の事業展開における耕作地及び従業員の確保の際、地権者との調整や情報の提供など、できる限り協力をすることとしております。なお、法人への最終的な農地の貸し付けは、県の農地中間管理機構が行うこととなります。また、茨城県につきましては、立会人として当該協定の履行にかかわる調整を行うこととしております。

3点目の本市にとってのメリットといたしましては、まず、当該農業生産法人の事業展開により地元の雇用促進が図られること。なお、就労後何年かたった後、技術を習得した方については独立も可能であり、地域の担い手づくりが推進されること。2つとして、農作物の生産に当たっては、法人による直接生産のほか地元農家等との契約栽培による買い入れも予定され、農業者の所得及び生産意欲の向上に強く結びつくこと。3つとして、農地中間管理機構を通じた賃借により農地の有効活用が図られ、耕作放棄地の発生防止や解消が見込まれること。その他事業の進捗によって市内に加工工場の設置が予定されることから、市内の6次産業化が推進されるとともに、工業団地、もしくは廃校となった学校跡地等の有効活用が期待できること。また、農業用資材の消費拡大により市内の商業の活性化が図られることや支店の設置による税の増収などが見込まれるなど、多くのメリットがあるものと考えております。

以上のようなことから、今回の農業生産法人の進出は、本市農業の活性化に向け新たなきっかけとなっただけのよう、事業のさらなる拡大を期待しているところでございます。

本市農業の施策の方向性といたしましては、従来から施策の柱として掲げる農業者一人ひとりの所得の向上が図られるよう、生産コストの削減に向けた各種農業生産基盤の整備及び農作物の高付加価値化に向けた取り組み、その有利販売の場としての複合型交流拠点施設の整備などを着実に進めつつ、今後とも国の農業施策の変革や県内外の新たな動きなどを注視しつつ、本市の基幹産業である農業のさらなる振興に努めてまいります。

○深谷秀峰議長 井坂議員。

〔2番 井坂孝行議員 質問者席へ〕

○2番(井坂孝行議員) ご答弁ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

地域防災体制の現状と今後の取り組みについて、リーダー育成の3年間の実績、組織への活動支援については理解いたしました。そこで提案ではありますが、リーダー育成を行っていく上で、町会役員だけではなく、地域の消防団員や地域担当の職員を入れて幅広く育成してはと提案しておきます。

2点目の各組織の活動マニュアルや避難所運営マニュアルをまだ策定していないということでありますので、早急に策定し実践的な訓練を行い、また、災害に対する初期指導や避難所運営は職員だけの対応では困難であることから、防災ボランティア組織も担当課と連携し組織化を図り、災害に強い常陸太田市づくりを要望いたします。

また、昨年12月の一般質問の中で、私が災害時にもスピードある対応、処理のできる体制として、支所にテレビ電話を設置し対応がスピード化されること、また、テレビ電話の設置については費用がかからない方法があることから提案いたしました。災害時にスピードある対応、処理のできる体制として早期の整備を要望いたします。

次に、第6期常陸太田市高齢者福祉計画の計画策定の進捗状況については理解いたしました。計画を策定していく上で常陸太田市を築き上げていただいた高齢者に対し、関係部署が連携して高齢者が望んでいる施策を策定し、健康の維持増進、生きがいつくりなどの施策を精査していく必要があると考えますので、よりよい計画の策定を要望いたします。

次に、3点目の地域おこし協力隊の今後の取り組みについては理解いたしました。提案になりますが、この事業を成功するには、受け入れ地域が何をしてほしいのかを明確にし、また起業、就農、就業などの任期後にやってほしいことを明確にすることにより隊員が活動しやすくなると考えますので、今後この事業をそのように取り組んでいただくことを提案しておきます。

次に、農業施策の方向性について、農業生産法人との協定につきましては理解いたしました。その中で再質問させていただきます。現在の市内の農業法人、農作業受託組織、集落営農組織、認定農業者の数についてお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。農政部長。

○滑川裕農政部長 ご答弁申し上げます。

現時点の市内の農業法人数は14法人、受託組織数は16組織、農業集落組織数は2組織、認定農業者数は89人となっております。

○深谷秀峰議長 井坂議員。

○2番（井坂孝行議員） ありがとうございます。

なぜ再質問したかと申しますと、本市の農業の推進においては、組織の育成を図ることによって、現在建設中の複合型交流拠点施設への出荷者や農作物の高付加価値が構築されるものと考えておりますので、育成、確保を要望いたします。

以上で、私の質問は終わりにいたします。

○深谷秀峰議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時01分再開

○深谷秀峰議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番平山晶邦議員の発言を許します。平山晶邦議員。

〔8番 平山晶邦議員 登壇〕

○8番（平山晶邦議員） 平山晶邦です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

新内閣が発足し、国内的にも国際的にも難しい状況の中で、今後の政府のよりよいかじ取りに大いに期待するところでもあります。また、来年度の政府の予算概算要求が戦後初めて100兆円を超える状況となっています。国債の発行も1,000兆円を超えてしまいました。二、三年前まで言っていました財政再建や財政規律などの状況はどのようになってしまっているのでしょうか。日本も大丈夫なのでしょうか。

日本の歴史を振り返ると自国ではなかなか改善できないでしょう。IMFなどの外圧から財政再建を命令されてからでないと改革はできないのかもしれませんが。私たち国民も年金がなくなったり医療保険や介護保険が使えなくなったり、賃金の上昇がインフレに追いつかなくなったりして生活が苦しくなるといけないと自分のこととして考えないのかもしれませんが。私は国民として心配です。

景気をよくすることと財政規律をしっかりとやっていくことは別であり、今の日本は財政再建と財政規律はきちんとやっていく必要があるのではないのでしょうか。常陸太田市は国の施策によるところが大きい市でありますので、国の問題を意識することは大切なことだと考えています。

以上のことを前段で申し上げ一般質問に入ります。

第1の質問は、1ヘクタール以上の大規模太陽光発電に伴う土地利用管理状況についてお伺いをいたします。

私は、持続可能エネルギーやCO₂削減に寄与する太陽光発電は、今後大いに活用していかなければならない重要なエネルギー源として位置づけていく必要があるという認識を十分持っています。しかし、太陽光発電を設置する土地利用については理解できないことがございます。その土地利用について2点ほど質問いたします。

1点目として、ゴルフ場跡地などを利用した太陽光発電事業の土地利用についてお伺いをいたします。市民の皆様もご存じのとおり、過去にゴルフ場の建設については多くの議論がなされて、市町村長が同意をして県が許認可を行うという中で建設がなされました。本市においても8場のゴルフ場が建設されました。しかし、ゴルフ場の中には固定資産税などを払うことができない状況となったところがあり、その経営は確固たるものとなっていないゴルフ場があります。経営体が変わり、ゴルフ場の跡地を購入した事業主が太陽光発電の事業を始め、ゴルフ場などの土地利用を変更した場合は、本市の土地利用について確認、管理はどのような手続を経て、各種法的な許認可はどのような状況になるのかをお伺いいたします。

100ヘクタール近い土地に太陽光パネルを設置して、雑草防除の一環に防除シートを地面に張ったならば、その土地利用はゴルフ場として認可した内容と大きく変化しています。そうすると環境の変化が大きくなり、さまざまな観点から再度の確認が必要になると考えます。水の流れなども変わってまいりますので、鉄砲水などによる災害もゴルフ場として認可した場合と違った角度からの確認が必要になると考えます。ゴルフ場としての土地利用と違ってきた場合は、市としてどのような指導や管理ができるのかをお伺いしたいのであります。

2点目として、工業団地への土地は除きますが、市内において1ヘクタール以上の太陽光発電事業を行うことで山林の造成を行っているところもあるようですが、山林や農地などを利用して行う場合、事前協議などを通じて市はその土地利用について安全などを確保した事業者の土地利用を確認し、指導等を行っているのかについてお伺いをいたします。また、1ヘクタール以上の開発が伴う場合は、法的な問題はどのようになっているのかについてもお伺いをいたします。

第2の質問として、防災対策について質問をいたします。

広島市の土砂災害を見ますと、災害は本当に恐ろしいものだと改めて感じます。東日本大震災以来、毎年土砂災害や水害やさまざまな災害に日本が襲われています。気象の変化が著しい中で、我が国ばかりでなく世界的にも気象の問題は大きくクローズアップされてきています。その中で、本市が災害対策に対する専門の課を設置し対応に当たることは、大変時宜を得たものであると評価いたします。そこで土砂災害、水害対策について、本市の取り組み状況についてお伺いをいたします。

1点目として、「土砂災害防止法」に沿った警戒区域の指定は、本市ではどのような状況なのか伺います。

2点目は、防災の質問をすると常に「ハザードマップに反映してまいります」という答弁をされるのですが、私はハザードマップを作成することが大切なのではなく、その利活用をどのように市民に理解していただき、市民の生命、安全を担保するかが重要なのだと思います。

私は、ハザードマップを作成した段階で市民の皆様には説明会を開催していることは理解しておりますが、その後、実際に水害や土砂災害が起きた場所があると思います。最初に作成したハザードマップに情報のストックをして、より現実的な実践に役立つハザードマップの市民への周知はどのように行っているのかをお伺いいたします。

3点目として、広島市においても避難指示のあり方が問題となりましたが、大雨などの場合は場所や環境や、夜なのか昼なのかという場面で避難指示を出すタイミングは大変難しい問題であると認識しております。本市においてはどのような場面で避難指示を出すのか。そして、市の避難指示を出す仕組みについて、どのように整理されているのかをお伺いいたします。

第3の質問として、市に係る滞納整理についてお伺いいたします。

毎年9月議会において監査委員の決算意見書を読みますと、一般会計の収入未収金、各種保険会計の保険料や上下水道会計の収入未収金について、常に受益者負担の公平性や自主財源の確保の上から収入未収金の解消は重要であり、効果的な徴収対策を期待する旨の意見があります。私も全く同感でありまして、市が市民に対して厚生かつ公平な行政サービスを行うためには、市民も公正かつ公平な税の納付や行政負担の責任を負うことは当然であります。市民がその責任を負わないで滞納状況が生じていることは残念なことであり、大きな問題であると考えています。そこで、本市の税や使用料、利用料等の滞納状況についてお伺いをいたします。

1点目として、滞納に対する市の取り組み状況についてお伺いをいたします。2点目として、市税等収納対策本部の活動実績と債権管理条例を策定してからの関係部門の取り組み状況と、債権管理委員会の取り組み状況についてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。政策企画部長。

〔加瀬智明政策企画部長 登壇〕

○加瀬智明政策企画部長 大規模太陽光発電に伴う土地利用管理についてのご質問にお答えをいたします。

まず、ゴルフ場などの土地利用を変更した太陽光発電事業に係る本市の土地利用についての確認、管理のご質問についてお答えをいたします。

ゴルフ場として土地利用を行うためには、「森林法」「都市計画法」を初めとする種々の関係法令に基づく許認可などを必要としておりますが、今回の議員のご質問にありますゴルフ場などから太陽光発電事業への土地利用の変更につきましては、県が茨城県県土利用の調整に関する基本要綱を定めており、「都市計画法」に規定する開発行為を要する5ヘクタール以上の事業を実施する場合には、県への事前協議制度を設けております。市は事前協議の際に関係各課の意見を集約し、土地利用における市総合計画との整合性や地権者及び周辺住民の意向などを記入した意見書を提出することとなっているため、事業実施における安全対策などについて市の意見が反映されるとともに土地利用計画について確認できることとなっております。

しかし新たな建物を建てずに太陽光パネルを設置して太陽光発電事業を行う場合には、「都市計画法」による規制を受けないため、事前協議を行わなくても事業を実施することが可能となります。したがって、ゴルフ場を利用した太陽光発電事業の実施など事前協議を行わずに大規模な土地利用の変更が行われる場合には、関係部署が積極的に情報を収集し、共有、連携するとともに、市と実施事業者との協定書の締結、県など関係機関と連携した指導などを実施することによって土地利用の確認、管理を行い、市民の安全面の確保などを図ってまいりたいと考えております。

次に、1ヘクタール以上の土地を使った太陽光発電事業を行っている事業者の土地利用状況の確認についてのご質問にお答えをいたします。1ヘクタール以上の土地を利用して太陽光発電事業を実施する場合、太陽光発電事業のための許認可を定めた法律等はなく、事業用地の地目、土地の契約状況、事業面積などの条件により、既存の関係法令ごとに個別に手続が行われることとなりますが、市においては各関係法令に基づく手続を市が行う場合や許認可の手続を県及び国で行う場合における意見書の提出などによって土地利用状況の確認ができることとなります。

例を申し上げますと、事業実施の際に一定規模以上の土地の売買など契約が発生する場合は、「国土利用計画法」に基づき土地の利用目的などについて市を経由し県に届け出ることになっておりますので、その場合に太陽光発電事業等の事業目的を把握できることとなります。

農地を利用して事業を実施する場合には、「農地法」に基づき事業面積により市・県・国の許可を必要としますが、県及び国が許可権者になる場合においても開発について市の意見書の提出などを行うこととなります。

また、山林を利用して事業を実施する場合は、「森林法」に基づき1ヘクタールを超えた場合に県の許可を必要としますが、同じように市が意見書を提出することとなります。

このようなことから、許可権者が県・国であっても市は開発の行為により、周辺の土地への影響がないよう、また、影響が生じた場合には早急な措置がされるよう、県及び関係する担当課と連携を強化し、対応を図ってまいります。

しかし雑種地を利用しての事業など、太陽光発電事業開始時における届け出及び許認可などを必要としない場合もあることから、関係各課が協力して積極的に情報を収集し、共有を図ることによって太陽光発電事業における土地利用状況の確認を行い、市民の安全面などの確保を図ってまいるとともに、土地開発事業について適正化を図るための指導要綱等を定めておる自治体もございますので、当市においても担当課を中心として策定を検討していきたいと考えております。

○深谷秀峰議長 総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 初めに、防災対策について、土砂災害、水害対策の取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「土砂災害防止法」による警戒区域の指定状況についてでございますが、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる「土砂災害防止法」につきましては、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域の開発行為の制限や建物等の構造の規制のほか、避難に資する情報を提供することを目的としたものでございます。

この法律に基づく土砂災害には、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りなどがございしますが、これらの種類に応じ、一定の基準により建築物があるなど人的被害が生じるおそれがある区域について土砂災害警戒区域として指定され、このうち著しい被害が生じるおそれのある区域につきましては、土砂災害特別警戒区域として開発行為の制限や建築の規制がかけられるものでございます。これらの区域の指定につきましては、県において調査、指定、告示が行われ、このデータに基づき、市においてハザードマップを作成、配布を行うこととなっているところでございます。

当市における土砂災害警戒につきましては、市内で739カ所ある中、区域に5世帯以上が入る221カ所についてマップを作成しており、5世帯未満の区域につきましては、金砂郷地区の85カ所が今年1月に県において指定、告示が追加されましたので、今年度金砂郷地区のハザードマップを改定してまいります。今後、太田地区、水府地区、里美地区につきましては、県の調査、指定が完了次第、順次改定を行っていく予定でございます。

2点目のハザードマップによる市民への周知徹底についてでございますが、災害発生箇所のデータにつきましては収集を図ってまいるとともに、ハザードマップ改定時に住民の皆様の見解も聞きながらデータの反映をいたしまして、住民の皆様が有効に活用していただけるよう作成してまいります。

また、ハザードマップ作成後に発生しました災害箇所の情報につきましては、関係課等からの情報の集約、共有を図ることで災害への対応にも活用できるようにしてまいるとともに、住民の皆様にもこれらの情報の提供を図ってまいりたいと考えております。

3点目の市の避難指示等の発令の仕組みについてでございますが、洪水や土砂災害など発生の

おそれがある場合や災害が発生したときには、避難を要する危険地域の住民の皆様に対し、避難準備情報、避難勧告、避難指示、その程度や状況に応じて発令をすることとなります。

発令をする場合は、気象台からの注意報、警報及び気象情報、国・県からの河川水位等の情報、パトロールの状況、住民の通報などによりまして、河川の水位の状況や雨量の状況、昼夜などの時間的な状況など情報収集を行った中で総合的に判断してまいりまして、安全が確保できる適切な避難所を選定し発令を行うこととしております。また、発令の際には該当する地域の自主防災会へ情報提供を行うなどしまして、住民の皆様のご迅速な避難が促されるようにしているところでございます。

続きまして、市に係る滞納整理についてのご質問にお答えをいたします。1点目と2点目のご質問につきましては関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

地方公共団体が抱える債権につきましては、強制徴収することのできる市税と強制徴収公債権、強制徴収することのできない非強制徴収公債権と市債権の大きく4つに分類されるところでございます。

当市における債権は、市税等収納対策本部で把握しているもので118種類ございまして、その内訳でございますが、市税、国民健康保険税のほか、強制徴収公債権が介護保険料や後期高齢者医療保険料などで10種類でございます。非強制徴収公債権が農業集落排水使用料や生活保護費返還金など66種類でございます。市債権が公営住宅使用料や奨学金返還金など40種類となっているところでございます。

市税及び強制徴収公債権といった市が強制徴収できる債権につきましては、昨年5月に開催いたしました市税等収納対策本部会議で徴収事務の一元化について審議をいたしたところでございます。その後、市内部での一元化に向けた調整会議を経まして、本年4月からは総務部納税課におきまして従来からの固定資産税及び都市計画税、市県民税、軽自動車税、国保税滞納繰越分の徴収事務に加えまして、新たに国保税現年課税分、介護保険料、後期高齢者医療保険料を含む4税2料につきまして、あわせて徴収事務を取り扱うことといたしているところでございます。

なお、市税につきましては、昨年度新たに350件の差し押さえ等滞納処分を行いまして、約3,600万円を市税に充当し、その他延滞金につきましても一般会計におきまして約1,900万円、国保特別会計で約1,200万円、合計約3,100万円の延滞金を徴収している状況でございます。

一方、これまで滞納債権を抱える所管課ごとに債権それぞれの適用法令に基づき管理をしておりました強制徴収することのできない106種類の債権につきましても、本年4月から施行しております債権管理条例によりまして、債権管理を統一的な手法により行うことといたしたところでございます。条例そのものは確認的な意味合いの内容ではございますが、市税徴収のノウハウを用いて回収不能な債権の整理や裁判所への強制執行の手続などを規定しているところでございます。

市税等収納対策本部の取り組みといたしましては、平成25年度の実績として5月に第1回の本部会議を開催いたしまして、平成24年度の徴収実績、平成25年度の徴収方針、公金徴収一

元化，これらについて協議をいたしたところでございます。また，11月には第2回目の本部会議を開催いたしまして，債権管理条例及び規則につきまして協議をいたしました。その間，条例案等の作成のほか，先ほど申し上げました総務部納税課における徴収事務の一元化についての調整を図ってまいったところでございます。

本年度におきましては，5月に開催いたしました本部会議の中で，債権管理条例を関係各部課等に周知いたし，また，7月に滞納債権を抱える事務担当者向けに条例規則に沿った説明会を開催いたしましたところでございます。

今後は4月に施行されました債権管理条例に基づきまして，滞納債権を抱える所管課においてそれぞれ債権管理台帳の整備を含めた債権を整理するための期間を設けまして，12月に債権放棄案件の審査や裁判等強制執行案件の審査を行うための第1回の債権管理委員会の開催を予定しているところでございます。

今後も市民負担の公平性と健全な行財政運営に資するため，市税，使用料，利用料などの市が抱える滞納債権につきまして収入未済額の減少を図るとともに，将来的な不納欠損額の減少に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 平山議員。

〔8番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○8番（平山晶邦議員） ただいまご答弁をいただきましてありがとうございます。2回目の質問をいたします。

第1の質問の，1ヘクタール以上の太陽光発電事業に伴う土地の利用状況についての，1点目のゴルフ場などの土地利用を変更した太陽光発電事業についてお伺いをいたします。

ゴルフ場を建設するときは，事前協議などを検討する委員会などはあって，その委員会などからの答申に基づいて市町村長が意見書並びに同意書を提出したのかどうか伺います。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

ゴルフ場が建設された事業協議の際に，委員会等が組織されて答申があったのかというようなご質問でございますが，ゴルフ場に係る事前協議につきましては，平成3年4月以降，茨城県においてもゴルフ場の開発は事実上凍結されているというような状況でございます。

常陸太田市にあります8つのゴルフ場は開発当時，例えば名称として委員会等を設けて協議をして，それを当時の首長に答申をしているかどうかというのは，申しわけございませんが確認ができないという状況になってございます。ただ，それぞれの協議項目ということで茨城県の県土利用の調整に関する基本要項の事前協議を行っておりますが，その事前協議の中には大きく分けると10項目の市町村に対する協議の項目がございます。その中では市町村と事業者との開発協定の締結，また，周辺区域の土地利用の計画，市における総合計画との関連，市の土地利用計画との関連，土地利用の規制，開発区域内における市の公共事業の計画，また，防災の関係，そして周辺住民の意向の関係，これらを事前協議書ということで提出することになりますので，委員会等の設置は確認できませんけれども，当時の組織の中で関係課が連携して開発協議を行って

いるものということで考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） そうしますと意見書を県に提出する中で、ゴルフ場をつくるときには10項目のさまざまな観点から土地利用計画について確認できたということで了解をいたしました。

次にお伺いしたいのは、現在のゴルフ場に建築物を建てずに事業を行う場合、ちょっといじわるな見方なんですけど、例えば事業主の協力がいない場合は現行法令では現地の確認が難しいと、できないということになるのでしょうか。お伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 はい、お答えをいたします。

建築物を建てない場合、現行法令で確認は難しいのかというようなご質問でございますが、ゴルフ場を利用した部分で、先ほど答弁をいたしましたように建築物を建てない場合においては、市の許可を必要とする「都市計画法」の開発行為に当たらないため現行法令で確認することはできないということになります。

したがって、1回目の答弁でご説明しましたとおり、例えば雑種地を利用しての事業などを含めた現行法令で対応ができない太陽光発電事業がございます。これらの部分に対応するため、土地利用の適正化を図るための指導要綱の策定などを検討していく中で、今後、例えば土地利用の確認、指導、立ち会い等の項目に対して、項目などもあわせて検討していきたいと考えております。

以上です。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） そうしますと、現行法の中ではなかなか難しいけれども、今後の本市独自の要綱などを検討する段階で確認していきたいということですか。

現在はそういうものはないわけでございますので、現在の段階では難しいんですか。端的で結構です。難しいか難しくないかということだけで結構です。難しいんですか。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 現在の中では要綱がございませんので、各課が連携をしない限りは困難という形になるかと思えます。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） 理解をいたしました。

あと、「関係部署との連携」ということが出てくるんですが、市の中でこの関係部署というのは何課ぐらい関係するんでしょうか。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 市の関係部署ということで、今現在の組織でお答えをいたします。

今現在の組織で言いますと、都市計画課、農政課、防災対策課、環境政策課等、合計で13課

が対応するという形になります。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番(平山晶邦議員) はい、ありがとうございました。

1点目に関しては要望をしておきたいんですが、ゴルフ場の場合は余りにも広大な土地を利用するわけですから、答弁にあったように、市と実施事業者との事前の協定書の締結というものは私は大切になってくると思います。その中で市民の安全面の確保を図った土地利用の確認、管理を行っていただきたいと強く要望しておきます。よろしく願いいたします。

次に、2点目の1ヘクタール以上の土地を利用した太陽光発電事業の土地利用についてお伺いをいたします。

1つとして、一定規模以上の土地の売買などの契約が発生する場合は、「国土利用計画法」に基づき土地の利用目的などについて市を経由して県に届け出ることとなっているということは理解をいたします。ここで言う「一定規模以上の土地」というのは、具体的に面積で言うと何ヘクタールの要件になるのでしょうか。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 はい、お答えをいたします。

「国土利用計画法」の売買の関係でございますが、市街化区域で定点2ヘクタール以上、市街化区域を除く都市計画区域が0.5ヘクタール以上、その他の区域が1ヘクタール以上について「国土利用計画法」に基づき届け出ることになっております。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番(平山晶邦議員) はい、ありがとうございました。

そうすると、前段でご答弁があった面積の土地売買などについては、本市は現在でも土地の事業目的を把握できているという解釈でよろしいんですか。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 土地利用の目的につきましては、「国土利用計画法」の届け出に際して土地利用目的が必須事項になっておりますので確認はできております。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番(平山晶邦議員) 次に、農地や山林を利用した事業は、各種法律に基づき許認可権者が県・国であっても、市が事前に意見書を出す段階で市が開発行為による周辺土地への影響が出ないようにできるというようなご答弁がございましたが、事前に市が意見書を県に出すことによってチェックができて、そして市民への安全が担保されるという認識でよろしいんですね。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 「農地法」に伴う農地転用に際しましては、2ヘクタール以下が市の許可となっております。2ヘクタールを超えて4ヘクタール以下の場合には県の許可、4ヘクタールを超えた場合には国の許可というような形になります。

県の許可の場合、市が意見書を提出し、国の許可の場合、県が意見書を提出するというような形になりますが、提出の際、周辺の農地などに対する安全面などについて農業委員などと確認を

するというような形から、安全に対して確保ができるものと考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） はい、了解をいたしました。これに対しても要望をしておきます。

ご答弁にありました現行法では対処できない土地開発事業については、本市で適正化を図るための指導要綱を定めたほうが私はよろしいのではないかと考えます。また、先ほども13課というお話がございましたので、やはりこういうふうなものも統一した委員会などを設置して、このような開発案件に関しては、市としてきちんと対応するという仕組みも必要だと考えます。この指導要綱、要領の策定の中で、そういうふうな仕組みもきちんと位置づけていただきたいということをお願いしておきます。

次に、2問目の防災対策についてお伺いをいたします。

1点目の「土砂災害防止法」に沿った警戒区域の指定については理解をいたしました。

2点目のハザードマップによる市民への周知についてお伺いをいたします。ハザードマップを作成したときに、5年ぐらい前だったですか、金砂郷地区の町会などで説明会を開いたと思うんです。しかしその後、地区によっては水害や土砂災害の被害を受けた状況があります。例えばテレビのテロップで、茨城県常陸太田市の浅川が氾濫の可能性とテロップに出た時期もございます。このように、当初ハザードマップを作成しましたが、部分的にはもっと詳細な状況がわかるものになっていて、地区によっては5年前に説明しただけでは不十分な地域が多くあると思います。その中で、もっときめ細かい周知が必要だと考えているんですが、その辺はどのようなご意見をお持ちでしょうか。お伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 議員ご発言のように、ハザードマップ作成後に起きました災害等の状況については周知をする必要があると認識をいたしております。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） ハザードマップを作ることに時間をとられるよりも、やはりそれを説明してきちんと地域の住民が理解するところに時間を割いていただくような、そういうふうな仕組みが大切だと思いますので、よろしく願いいたします。

3点目でございますが、避難指示の仕組みについてお伺いをいたします。

先ほどのご説明で、常陸太田市の避難指示の出し方というのはよくわかりました。私は今回の広島市の災害の報道を見ますと、行政にかかわっている人や被害に遭われた方々が、想定外の出来事だということを余り使っていないというのを感じたんです。考えてもみなかったとか、そういうことをマスコミの前で話している人がいなかったような、そういう印象を持ちました。広島市は災害が起こった後に避難勧告を出したということで、一時マスコミなども取り上げましたが、広島市も素直に避難勧告の遅さをあのとき謝りました。そして避難勧告に対する批判は逆に少なくなったのではないかとというような印象を私は持ちました。

そこで私は、災害に対する私たちの認識というのは随分変わったと、私自身も変わったと思

ますし、同時に避難勧告など行政が出す指示に対する私たちの認識も変わったと思います。個人の判断がやはり一番大切だということを多くの方々が理解されてきたように思います。しかしその前提となるのは、私は個人への情報公開なのかなと思います。そこで個人が判断できる事前の情報周知を強くお願いしたいと思うんですが、この辺は今後どのような取り組みをなさるのか、お伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 個人が判断できる事前の周知情報というご質問でございますけれども、現在のハザードマップを初めといたしまして、その他災害の起きた状況を把握しているものとか、そういうものを含めた情報につきまして、自主防災会との協力連携も含めまして周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番(平山晶邦議員) 災害の話をするとなんでも「自主防災組織」ということを言うんですが、それは自主防災組織が本当に稼働してくれればいいんですけれども、町会長さんなどがトップになって、協議委員の方々が充て職でなっているような組織が現実だと思うんですね。僕は2万世帯みんなに細かく説明しろと言っているのではなくて、重点地域というのが絞られてくる。そしてその重点地域にお住まいの方々には、より細かい指示が必要だと。そしてそれは個人の判断に任せると。

多くの皆さんに聞きますと、一番の問題は防災無線よりも……、防災無線も大雨が降ったときには聞こえないです。家によっては聞こえなくなります。ですから、一番はやっぱりテレビの地デジの情報だと思うんです。そのように市民の皆さんも言っているんじゃないでしょうか。個人の判断というものは大切でありますから、今までの防災の話を知るとより細かいハザードマップを作っていくということでございますので、その周知の方法においても細かい対応をぜひお願いしたいと要望しておきます。

次に、第3の質問の滞納整理については理解をいたしました。この件に関して要望だけ申し上げます。

滞納する理由はそれぞれあると思います。本当に困窮されている方もあるのかもしれませんが。しかし、困窮して滞納している方は別の社会保障の仕組みで考えてあげることだと思います。滞納する正当な理由ではないと考えます。

滞納整理については、常陸太田市は厳しいと言われるぐらいの対応が、今後自主財源の確保という意味でも大切になってくると考えております。役所の仕事としては一番難しい仕事だなど、このように認識をいたします。ですから、さまざまな面から対応して、法的な面も含めまして、滞納がない常陸太田市にしたいものだなと考えております。大変でしょうけれども、ぜひともよろしくお願いたします。

要望いたしましたので、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○深谷秀峰議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、残りは明日の本会議で行います。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後1時45分散会